

山手地区都市景観形成ガイドライン

横浜市都市整備局

令和元年



目次

1. はじめに	1
1-1. 山手の歴史	1
1-2. 山手地区の景観構成	2
1-3. 対象区域	4
1-4. 本ガイドラインの位置づけ	5
1-5. 景観に関する手続き等	7
(1) 届出の対象となる行為（届出対象行為及び特定届出対象行為 - 景観法第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項）	7
(2) 協議の対象となる行為（都市景観形成行為及び特定都市景観形成行為 - 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第 9 条）	8
1-6. 本ガイドラインの使い方	9
2. 魅力ある都市景観を創造するための方針	10
3. 山手地区全域ガイドライン（景観形成基準等・行為指針）	16
3-1. 眺望景観の確保	16
(1) 眺望景観の形成の基本的な考え方	16
(2) 各視点場からの眺望景観の形成	20
(3) 建物高さ	22
(4) 眺望を阻害しない屋外広告物	24
3-2. 色彩	25
3-3. 樹木・緑地の保全	28
3-4. 屋外広告物（全域の基準）	30
3-5. 歴史や異国情緒が感じられる景観の保全・活用	32
3-6. 壁面の位置の指定	35

4. 地区別ガイドライン 36

4-1. 山手町特定地区（方針・景観形成基準等・行為指針）	37
(1) 山手町特定地区の基本的な考え方	37
(2) 方針	39
(3) 街並み形成～異国情緒ある街並みの継承・ゆとりある閑静な住宅地の形成	40
(4) 見通し景観の確保	41
(5) 街並み形成～緑化等	42
(6) 街並み形成～歴史的な街並みの形成	44
(7) 街並み形成～駐車場や工作物等の修景	46
(8) 屋外広告物	47
4-2. 元町特定地区（方針・景観形成基準等・行為指針）	48
(1) 元町特定地区の基本的な考え方	48
(2) 方針	49
(3) 街並み形成	49
(4) 屋外広告物	52
4-3. 石川町準特定地区（方針・行為指針）	53
(1) 石川町準特定地区の基本的な考え方	53
(2) 方針	53
(3) 街並み形成	53
(4) 屋外広告物	53

5. 景観重要公共施設ガイドライン 54

(1) 景観重要公共施設に関する基本的な考え方	54
(2) 計画図（景観重要公共施設）及び方針	54
(3) 道路に関する事項	55
(4) 公園に関する事項	56

6. 用語集 58

1. はじめに

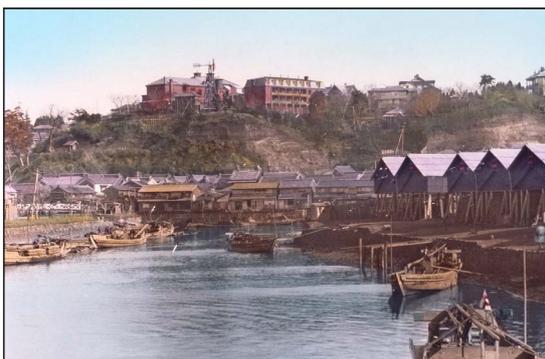
1-1. 山手の歴史

安政6年(1859)の横浜開港後、初めて横浜の地を訪れた西洋人が見たものは、入江を囲む小さな集落と、海に向かって白い断崖を見せる緑の丘陵でした。西洋人はこの丘を「崖」という意味の「BLUFF」と呼びました。これが山手の丘です。山手が港を望む高台に位置するため周辺の市街地や港を展望することができ、居住環境として良好であったことから、慶応2年(1866)以降、この地は外国人居留地として、国際色豊かな街並みが形成されました。明治初期には道路が整備され公園が開園するなど、現在に引き継がれている街の骨格が出来上がりました。中期になると、煉瓦造の本格的な西洋館が登場するなど山手の異国情緒は一段と高まりました。

こうして本格的な西洋館のまちなみを構えていた山手でしたが、大正12年(1923)に起きた関東大震災でそれまであったほとんど全ての建物は倒壊してしまいました。このため、現在山手に建つ西洋館はそのほとんどが震災以降に建てられたこととなります。第2次世界大戦による被災は比較的小さく済みましたが、戦後、一帯は進駐軍により長い間接収されていました。そのため本格的なまちづくりが始まったのは、接収が解除された昭和40年代後半になってからのことです。

昭和40年代半ばは建物に対する規制も少なく、無秩序な住宅開発が行われ、マンション建設ブームにより、山手においても高層住宅の建設が相次ぎました。これらの高層住宅は丘の上からの港の景観を阻害することとなり、地元住民によるマンション建設反対の陳情をきっかけとして、横浜市は昭和47年(1972)に山手地区景観風致保全要綱を策定しました。この要綱や風致地区条例などによって、横浜を代表する山手地区の景観保全が図られてきたともいえます。以降、山手のまちづくりについては、山手の環境が横浜市民にとってかけがえのない財産であると位置づけ、環境の保全に向けて施策を進めてきました。緑豊かで閑静な異国情緒あふれる住宅・文教地区として多くの人々に親しまれています。

参考文献：「YOKOHAMA YAMATE-BLUFF STORY」(1992) 都市デザイン室発行



1-2. 山手地区の景観構成

■眺望景観

山手は、海拔 10 ～ 40 m 程度の丘陵上に位置するため、周辺の市街地や港を展望することができます。

■緑豊かな環境

山手は緑豊かな土地です。斜面地や公園の樹木、歩道沿いの生垣、家々の庭木など多くの緑が存在しています。大きく枝を広げたヒマラヤスギやシイノキなどは、山手の景観を特徴づける重要な役割をもっています。

■住宅・文教地区

山手は閑静な住宅地ですが、地区内には、明治期の開校を誇るミッションスクールなど、小学校から大学までが多数立地する文教地区です。大きな教会や学校建築、背の高い尖塔が山手を象徴する風景として親しまれています。

山手地区の景観構成図

凡例

横浜市景観計画区域（山手地区）
・山手地区都市景観協議地区

- 山手の丘の上エリア
- 元町の賑わいエリア
- 石川町の賑わいエリア
- 新山下の商・業・住の混在エリア
- 住宅を主とするエリア

- 地区の軸線となる丘陵の尾根道
- 主要な通り・坂
- 街角・アイストップ

- ランドマークとなっている歴史的建造物等
- 眺望の視点場と主要な眺望景観の向き
- 外縁部の斜面緑地（300m以上のまとまりのある緑）
- 主要な公園
- 学校・宗教施設



■明治につくられたまちの構造

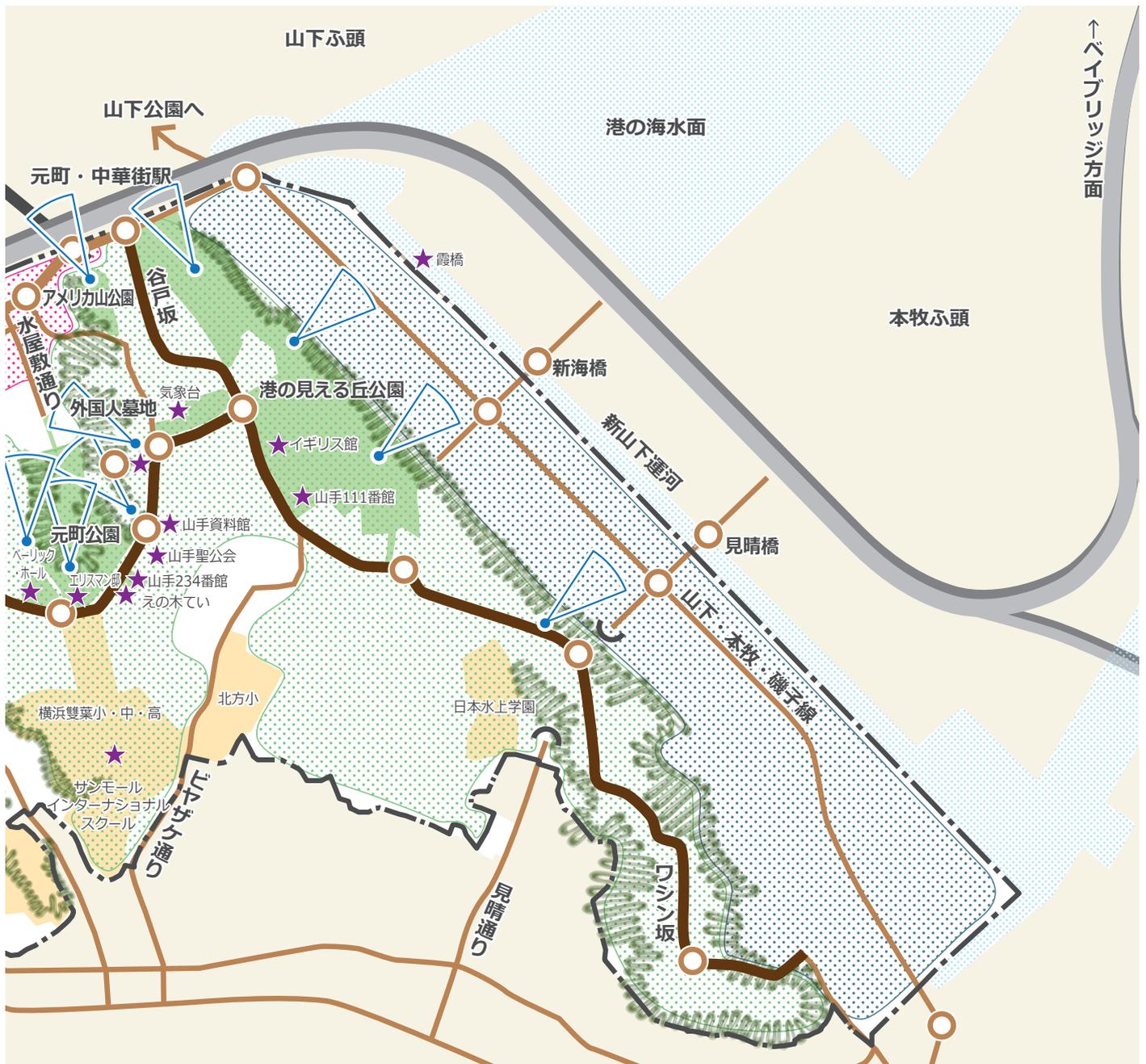
山手のまちの構造は、丘陵の2本の尾根道（山手本通り、谷戸坂～ワシン坂へ続く道）を骨格として、これに交差する多くの坂道から構成されています。このまちの構造は、明治初期につくられたものです。

■歴史的建造物・土木遺構

昭和初期に建築された歴史的建造物も数多く残されており、これらを活用した資料館や公益施設も集積しています。また、土留めとして用いられたブラフ積擁壁は、地区の重要な景観要素となっています。

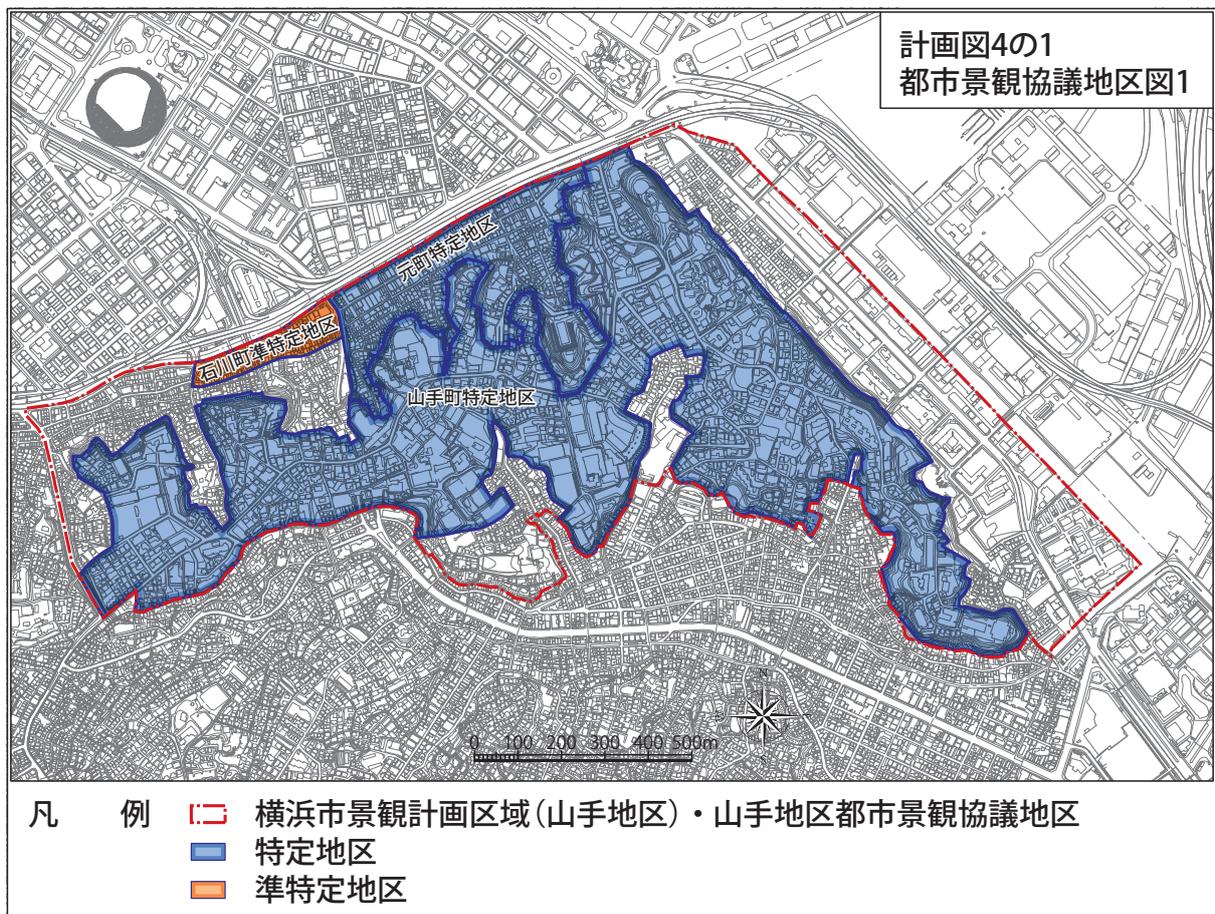
■歩いて楽しめる通り

地域にお住まいの方々だけでなく、観光客も数多く訪れる地区であり、山手本通り、元町通りなど、個性ある通りが形成されています。



1-3. 対象区域

対象区域は、下図に示す山手地区とします。



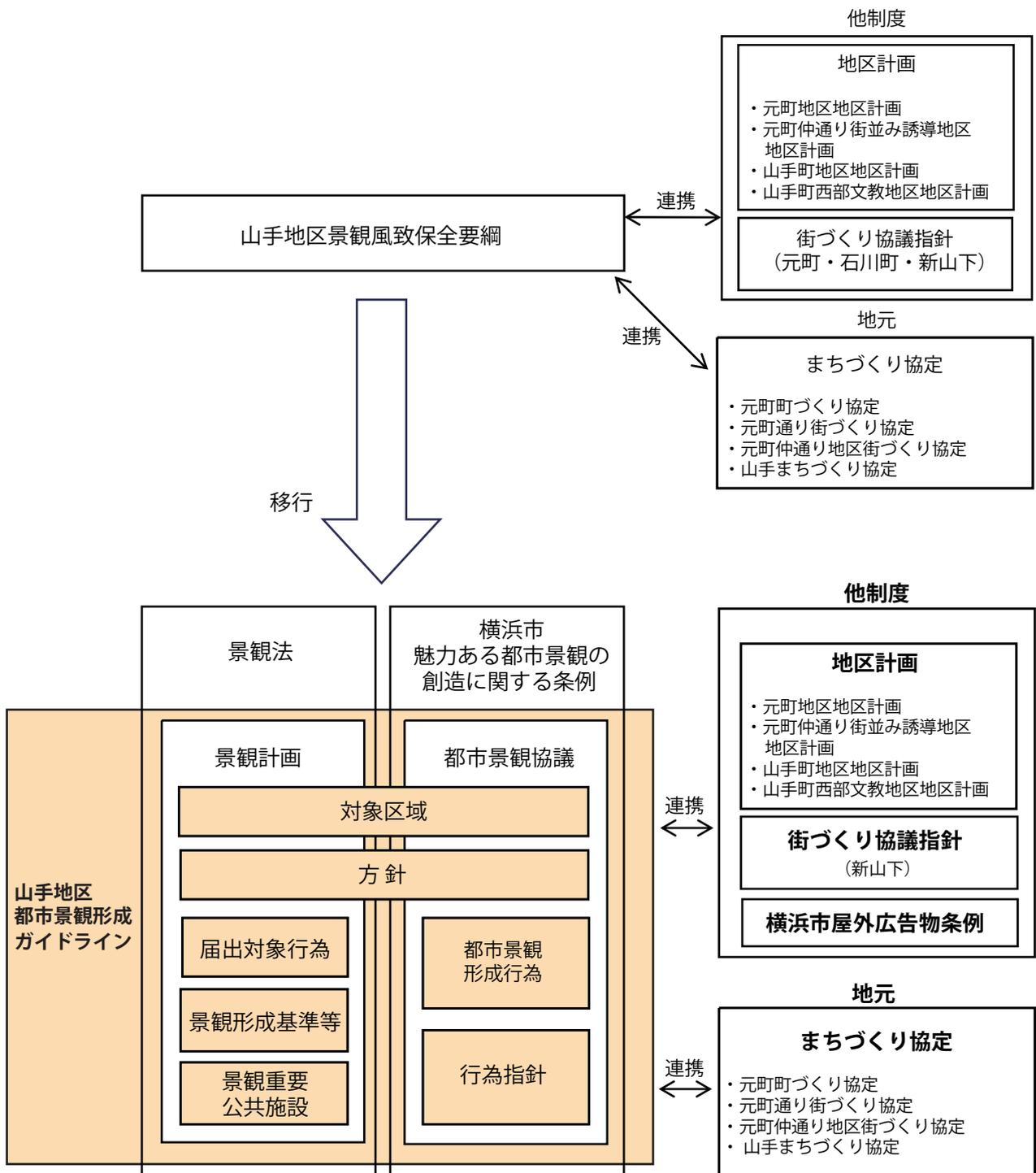
特定地区：地元の協定や街づくり協議等により、地元と市が連携して景観づくりに取り組んできた地区

準特定地区：今後、地元と市が連携して景観づくりに取り組んでいく地区

1-4. 本ガイドラインの位置づけ

山手地区では、山手地区景観風致保全要綱（以下、「山手要綱」という。）の運用と合わせて、街づくり協議指針、地区計画等の地区別の制度も導入しながら、地区の特性を生かしたまちづくりを行ってきました。また、地元が主体となって、よりきめ細かいまちづくり協定を定め、行政と連携してまちづくりを行っています。

横浜市では、平成16年（2004）の景観法制定を受け、平成18年（2006）に横浜市景観ビジョンと横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例を制定し、新たな景観まちづくりの制度の運用を開始しています。山手地区においても、これまでの協議型のまちづくりを継承して、今後もより良い景観形成を図っていくため、山手要綱及び街づくり協議指針の指導内容を移行し、景観計画及び都市景観協議地区を定め、それを補完する「山手地区都市景観形成ガイドライン」を定めます。



地区別の整理

山手地区 景観計画・ 都市景観協 議地区	全域	<ul style="list-style-type: none"> ●眺望景観の確保 ●色彩 ●樹木・緑地の保全 ●最高高さ ●壁面の位置の指定 ●屋外広告物の設置等 ●景観重要公共施設 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 地区全域で景観形成していくために定める基準 </div>		
		山手町特定地区	元町特定地区	石川町準特定地区
		<ul style="list-style-type: none"> ●街並み形成 ●屋外広告物 	<ul style="list-style-type: none"> ●街並み形成 ●屋外広告物 	<ul style="list-style-type: none"> ●街並み形成 ●屋外広告物
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 地区毎の特性に合わせて景観形成していくために定める基準 </div>			
地区計画	—	山手町地区地区計画 <ul style="list-style-type: none"> ●用途の制限 ●敷地面積の最低限度 ●高さの最高限度 ●形態意匠の制限 山手町西部文教地区地区計画 <ul style="list-style-type: none"> ●地区施設 ●用途の制限 ●壁面の位置の制限 ●高さの最高限度 ●形態意匠の制限 ●緑化率の最低限度 ●樹林地・草地等の保全に関する事項 	元町地区地区計画 <ul style="list-style-type: none"> ●用途の制限 ●形態意匠の制限 元町仲通り街並み誘導地区地区計画 <ul style="list-style-type: none"> ●用途の制限 ●延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 ●敷地面積の最低限度 ●壁面の位置の制限 ●高さの最高限度 ●工作物の設置の制限 ●形態意匠の制限 	—
街づくり協議	※地域への情報提供 (新山下地区 街づくり協議地区)	—	—	—
地元で運用されているルール	—	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 山手まちづくり協定 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 元町まちづくり協定 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 元町通り街づくり協定 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 元町仲通り地区街づくり協定 </div>	—

地区計画の位置



 横浜市景観計画区域(山手地区)
 ・山手地区都市景観協議地区

山手町特定地区
 元町特定地区
 石川町準特定地区

地区計画
 ① 山手町地区地区計画
 ② 山手町西部文教地区地区計画
 ③ 元町地区地区計画
 ④ 元町仲通り街並み誘導地区地区計画

1-5. 景観に関する手続き等

対象区域内で建築行為などの行為を行う場合は、景観法に基づく届出や横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく都市景観協議が必要になります。

(1) 届出の対象となる行為（届出対象行為及び特定届出対象行為 - 景観法第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項）

次の (1) から (5) に掲げる行為を届出対象行為とし、(1) から (4) までの行為を特定届出対象行為とします。

該当行為を行おうとする日の 30 日前までに、景観法に基づいて横浜市に対して届出を行う必要があります。特定届出対象行為で景観形成基準の形態意匠の規定に適合しない場合は、変更命令の対象となる場合があります。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（増築又は改築については、外観の変更を伴わないものを除く。）
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (3) 工作物の新設、増築、改築又は移転（改築については、外観の変更を伴わないものを除く。）
- (4) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (5) 樹高 5 m 又は高さ 1.2 m の幹の周囲が 1.5 m を超える木竹の伐採

ただし、届出対象行為が次のために行うものに該当する場合は、届出対象行為から除きます。

- (1) 公共施設の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
- (2) 法律により電気の供給又は電気通信役務の提供等が義務づけられている事業者が、当該事業の目的で設置する工作物の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
- (3) 事故、火災等により第 1 項の施設又は第 2 項の工作物が損壊した場合における緊急的な機能の回復又は維持に必要な工作物の新設、増築、改築又は移転

※屋外広告物に関する景観計画の規定は、横浜市屋外広告物条例の許可基準となるため、屋外広告物の設置等についての届出は不要です。

山手地区については、次の工作物を対象とします。

ア 門、塀、垣、柵、フェンスその他これらに類するもの

イ 擁壁、護岸、岸壁その他これらに類するもの

ウ 駐車場及び駐輪場

エ 駐車場又は駐輪場に附属するゲート、精算機、車止めその他これらに類するもの

オ ごみ容器及びごみ集積設備

カ 自動販売機その他これに類するもの

キ 電話ボックスその他これに類するもの

ク ベンチその他これに類するもの

ケ デッキその他これに類するもの

コ 案内標識その他これに類するもの

サ 郵便差出箱

シ 舗装（車道における舗装を除く。）、植栽ますその他これらに類するもの

ス 電気通信設備、電気工作物及び無線設備

セ 電気供給のための電線の支持物その他これに類するもの

ソ 換気塔、冷却塔その他これらに類するもの

タ 煙突、高架水槽その他これらに類するもの

チ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

ツ 鉄塔、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの

テ 橋梁（りょう）、横断歩道橋、跨（こ）線橋その他これらに類するもの

ト コースターその他これに類する高架の遊戯施設及び観覧車その他これに類する回転運動をする遊戯施設

ナ 製造施設、貯蔵施設その他これらに類するもの

ニ 高架鉄道及び高架道路

ヌ 緊急離着陸場及び緊急救助用スペース

ネ 風車

(2) 協議の対象となる行為（都市景観形成行為及び特定都市景観形成行為 - 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第9条）

■都市景観形成行為

次の行為（横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく都市景観形成行為という。）を行おうとする場合は、あらかじめ、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づいて横浜市と協議を行う必要があります。

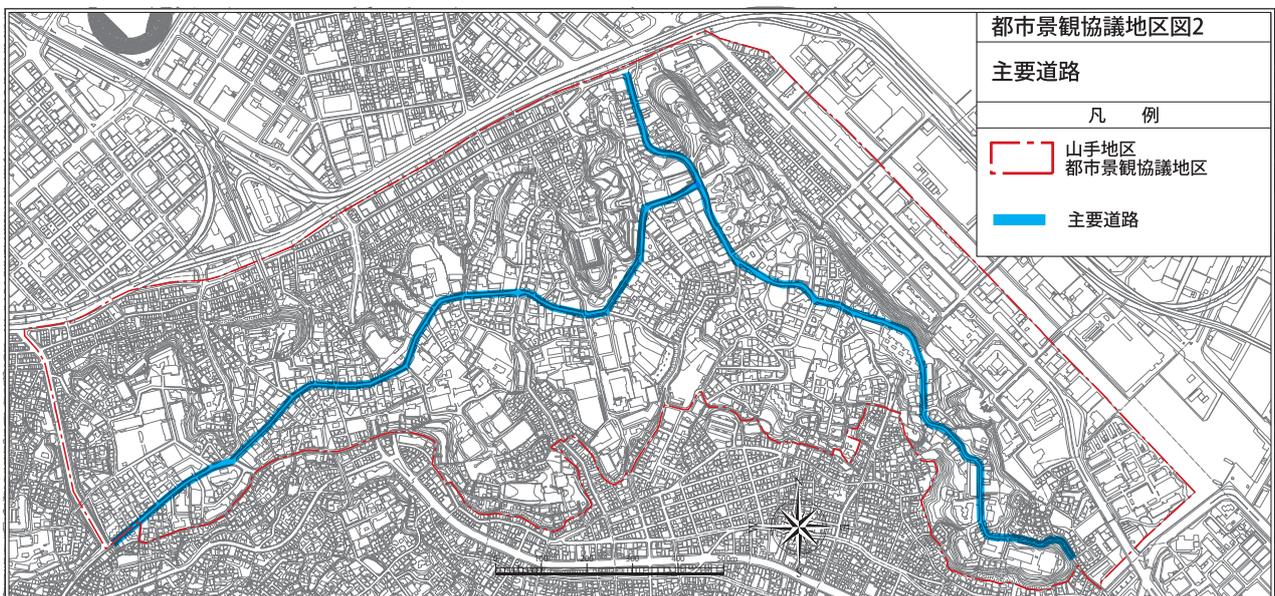
- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない増築若しくは改築又は仮設建築物のうち工事現場事務所若しくは催事等のために一時的に設置するもので景観への影響が少ないと市長が認めるものは除く。）
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (3) 土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）又は建築物に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）の新設、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない改築は除く。）
- (4) 土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）又は建築物に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (5) 屋上看板、壁面看板、そで看板又は広告塔及び広告板の屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置（催事等のために一時的に設置するもので景観への影響が少ないと市長が認めるものは除く。）

■特定都市景観形成行為

次の行為（横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく特定都市景観形成行為という。）を行おうとする場合は、横浜市都市美対策審議会の意見を聞いて協議を進めます。ただし、周辺の景観に与える影響が少ないもの（※）又は一戸建の住宅で、山手地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 山手町特定地区において、都市景観協議地区図2に示す主要道路に面する敷地内の建築物で、建築面積が400㎡を超える建築物の新築、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない増築若しくは改築又は仮設建築物のうち工事現場事務所若しくは催事等のために一時的に設置するもので景観への影響が少ないと市長が認めるものは除く。）
- (2) 都市景観協議地区内の建築物で、建築面積が1,000㎡を超える建築物の新築、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない増築若しくは改築又は仮設建築物のうち工事現場事務所若しくは催事等のために一時的に設置するもので景観への影響が少ないと市長が認めるものは除く。）

※周辺の景観に与える影響が少ないもの：道路から容易に望見できないものなど



1-6. 本ガイドラインの使い方

<山手地区全域ガイドライン>

山手地区の都市景観形成の方向性を示した方針、景観形成基準等及び行為指針を定めています。

■景観形成基準（等）とは

景観形成基準とは、景観法第16条第1項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための行為の制限です。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いたうえで、魅力ある都市景観の創造に特に寄与すると認めたものは、この限りではありません。また、このガイドラインでは、屋外広告物の設置等に関する行為の制限及び景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針を含めて、景観形成基準等と呼びます。

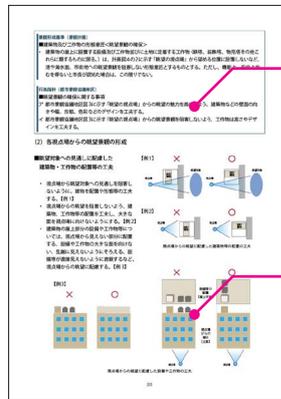
■行為指針とは

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づき、横浜市と協議を行う際の指針です。より質の高い景観形成を協議により図っていくことをねらいとしています。



基本的な考え方
経緯や背景となる考え方を記載しています。

計画図・都市景観協議地区図
景観形成基準等や行為指針に関する事項（場所、制限等）を記載した図面を示しています。



基準・指針
景観形成基準等や行為指針を記載しています。

解説・事例
景観形成基準等や行為指針の内容を実現するための工夫や配慮事項について図や参考となる事例を用いながら解説しています。

<地区別ガイドライン>

山手地区の中で、地区の個性や特徴をさらに伸ばしていくために達成することが望まれる建築行為等の指針で、特定地区、準特定地区において、地区別の方針、景観形成基準等及び行為指針を定めています。地区別の方針等を定めている地区は、山手地区全域を対象とした全域ガイドラインに加え、地区別ガイドラインの達成が求められます。



基本的な考え方
経緯や背景となる考え方を記載しています。

地域で定めている協定の紹介
地域で定めている協定の概要を参考として紹介しています。

地区別の方針
地区別の都市景観形成の方向性を示した方針を記載しています。



基準・指針
景観形成基準等や行為指針を記載しています。

解説・事例
景観形成基準等や行為指針の内容を実現するための工夫や配慮事項について図や参考となる事例を用いながら解説しています。



2. 魅力ある都市景観を創造するための方針

山手地区では、旧外国人居留地としての国際性が今なお色濃く残されており、それらを形成する西洋館や外国人墓地などの歴史的資産を保全及び活用したまちづくりを進めてきています。異国情緒を感じる景観や開港以来の文化が継承されている山手地区は、横浜を代表する住宅・文教地区であり、この良好な環境は地区全域の財産であると同時に、市民から広く親しまれている横浜全体の市民の共有財産ともいえるべきものです。

当地区においては、昭和47年（1972）に山手要綱を策定し、港の見える丘公園などからベイブリッジ、港及び市街地への眺望景観の確保や、緑豊かな住宅・文教地区としての景観を形成している建造物や大木などの保全を行ってきました。また、山手本通り、元町通りなどの個性的な通りの魅力的な歩行者空間の形成や山手公園、元町公園などの緑豊かで歴史を感じる憩いの空間の創出など、地元まちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきました。

このような歴史を残した街並みや良好な地区環境を維持している山手地区の特徴を伸長しつつ、次の5つの方針に基づいて、山手地区の街並みをさらに魅力的なものとし、国際色豊かな特色を発信するまちづくりを行います。



I 山手の丘から港や市街地への良好な眺望を保全し、ミナト横浜を感じる眺望景観の形成を図る。



II 樹木やまとまりのある緑の保全により、緑豊かな地区の環境を維持する。



III 居留地時代から継承された歴史的な建造物や土木遺構などによる歴史や異国情緒を感じる景観を保全し、活用する。



IV 緑豊かでゆとりと落ち着きのある街並みを形成する。



V 地区ごとの魅力ある通りを軸線とした、歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。

方針Ⅰ

山手の丘から港や市街地への良好な眺望を保全し、ミナト横浜を感じる眺望景観の形成を図る。



横浜市では、昭和47年（1972）に山手要綱を策定して以降、長年にわたって横浜にふさわしい眺望を確保するため、周辺地区の協力を得ながら、山手の丘上にある港の見える丘公園などから、ベイブリッジや港、マリインタワーや市街地への良好な眺望を保全してきました。

建物の高さや形態意匠、屋上部分のしつらえ、屋外広告物の表示などの配慮を引き続き求めることで、今後も良好な眺望を保全し、魅力的な眺望景観の形成を目指します。

○対応する景観形成基準等・行為指針

<景観形成基準等>

■全域

- ・眺望景観の確保
- ・色彩
- ・建築物の最高高さ
- ・屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

■元町特定地区・石川町準特定地区

- ・屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

<行為指針>

■全域

- ・眺望景観の確保に関する事項
- ・色彩に関する事項

方針Ⅱ

樹木やまとまりのある緑の保全により、緑豊かな地区の環境を維持する。



山手地区では、長年にわたって緑豊かな環境を維持してきました。まとまりのある緑は、地区内の景観と風致の維持・増進に資することに加え、周辺の地区や海上から見た「緑の丘」としてのランドマークともなっています。

また、山手地区の特徴的な樹種としては、ヒマラヤスギ、タブ、スダジイなどがあり、特に大きく枝を広げた古木は、居留地時代から植えられている歴史ある樹木です。これらの樹木は、山手を特徴づける景観のひとつとして親しまれています。

このような良好な景観と風致を受け継いでいくために、宅地内の樹木、歩道沿いの並木及び斜面緑地などのまとまりのある緑を大切に、保全していくことを求めています。

○対応する景観形成基準等・行為指針

<景観形成基準等>

■全域

・樹木・緑地の保全

<行為指針>

■山手町特定地区

・街並みの形成に関する事項

方針 III

居留地時代から継承された歴史的な建造物や土木遺構などによる歴史や異国情緒を感じる景観を保全し、活用する。



山手地区には、居留地時代以降、保全されてきた西洋館や教会などの歴史的建造物やブラフ積などの土木遺構が数多く存在しています。これらの歴史的資産を保全し、公の施設として活用することなどにより、異国情緒が感じられる景観を継承してきました。

このような横浜を代表する歴史的な景観を継承し、地区の魅力をさらに高めていくため、歴史的建造物や土木遺構の保全を求めていくとともに、活用を進めていきます。

○対応する景観形成基準等・行為指針

<景観形成基準等>

- 山手町特定地区
- ・街並み形成

<行為指針>

- 山手町特定地区
- ・街並み形成に関する事項

方針Ⅳ

緑豊かでゆとりと落ち着きのある街並みを形成する。



山手地区は、閑静な住宅街や歴史ある学校が多数立地し、ゆとりある敷地に緑が多く配置されることなどにより、緑豊かな街並みが形成されています。

これまで、地域と市との協働により、山手地区の歴史や緑を大切にしたまちづくりを行ってきました。今後もゆとりある敷地と落ち着きのある緑に恵まれた地区の街並みを形成していきます。

○対応する景観形成基準等・行為指針

<景観形成基準等>

■全域

・色彩

■山手町特定地区

・街並み形成

・屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

<行為指針>

■全域

・色彩に関する事項

■山手町特定地区

・街並み形成に関する事項

・屋外広告物に関する事項

方針Ⅴ

地区ごとの魅力ある通りを軸線とした、歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。



地区内には、山手本通りや谷戸坂、元町通りなどの個性的で魅力的な通りが存在し、多くの人が訪れます。地区の主要な通りについては、安全・快適で楽しみながら歩ける歩行者空間を創り出す取組を各地区で進めてきました。

今後も歩道整備や壁面後退、沿道の建物や工作物のしつらえなどを工夫することで、歩いて楽しめる歩行者空間を形成していきます。特に、山手本通りや谷戸坂などの地区の軸線となる通りについては、重点的に魅力の維持・形成を進めていきます。

○対応する景観形成基準等・行為指針

<景観形成基準等>

■全域

- ・壁面の位置の指定

■山手町特定地区

- ・街並み形成

■元町特定地区

- ・街並み形成

<行為指針>

■全域

- ・屋外広告物に関する事項

■山手町特定地区

- ・街並み形成に関する事項
- ・屋外広告物に関する事項

■元町特定地区

- ・街並み形成に関する事項
- ・屋外広告物に関する事項

■石川町準特定地区

- ・街並み形成に関する事項